

消費生活センター だより

No458 6月号

2014年 6月1日

発行 町田市

消費生活センター

運営協議会広報部

町田市原町田 4-9-8

Tel. 042-725-8805

まちだくらしフェア2014 ～安心・安全・エコなくらし～

☆☆☆事前申し込みが必要な催し☆☆☆

7/4(金)・5(土)

10:00～16:30

(入場は16:00まで)

会場:町田市民フォーラム

3F・4F

7月4日(金)	7月5日(土)
講演会 *お医者さんとの上手なつきあい方 10:30～12:00 定員 188名 *相続税増税時代の相続対策と遺言の必要性 13:00～15:00 定員 188名 *リフレッシュ整体体操 10:30～12:00 定員 20名 費用 500円 *親子で食育ランチョンマット作り 10:30～11:30 対象 乳幼児と保護者 定員 12組 *知って得する電気の講座 電気の上手な使い方 10:30～12:00 定員 45名 *知って得する水の講座① おいしい水が出来るまで/悪質訪問販売対策 13:00～14:00 定員 45名 *知って得する水の講座② 漏水の早期発見と節水対策について/災害時の対応について 15:30～16:30 定員 45名	講演会 *NISAの基本を押さえて本気の運用 10:30～12:00 定員 188名 *老後の生活・財産を守るために!～成年後見制度の有効活用～ 13:00～15:00 定員 188名 *料理教室 夏野菜でヘルシーランチ 10:00～13:30 定員 25名(20歳以上) 費用 700円 *シネマでトーク 「アメリカ 永遠の翼」 13:30～16:30 定員 45名 *親子電気工作教室 クリップモーターをつくろう! 13:00～15:00 対象 小学4～6年生とその保護者 定員 10組
<申込方法>6月11日正午～7月1日に☎042-724-5656(町田市イベントダイヤル、年中無休、7:00～23:00)へ。各イベント、申込順で定員になり次第締め切ります。4日開催の「親子で食育ランチョンマット」以外のイベントには1歳～未就学児対象に保育がありますので希望者は併せてお申し込みください(定員有り、無料)。	

- *おもちゃ病院
修理受付 10:00～14:00
こわれたおもちゃ治します!
- *販売
新鮮野菜とくだもの、石けん類、
手作り焼き菓子、製作品
- *防犯・防災・災害時のQ&A
・町田消防署 ・東京ガス
・町田市防災安全課・東京水道
- *子どもミュージアム
町田こひつじ幼稚園の園児の
絵を展示します。
- *ゲームで学べるリサイクル
変身BOX
ごみが身の回りのものに変身!
景品をGETしよう♪
- *計量にチャレンジ!～重さ当てゲーム
- *水道水とミネラルウォーター飲み比べ

☆☆☆申し込み不要の催し☆☆☆

- *折り紙コーナー
子どもから大人まで楽しめます♪
- *東京水道クイズ大会(4日のみ)
時間①12:20～12:50
②14:30～15:00
参加者には粗品をプレゼント♪
- *子どもセンターがやってきた
(5日のみ)
時間 10:00～16:00(入退場自由)
主に、幼児～小学生と保護者が楽しめる
内容です♪
- *骨密度測定(5日のみ)
時間 10:00～16:00
※受付は15:30まで

- *ちょこっと手作り
de エコライフ
時間 10:30～16:00
・間伐材で作るコースター
・包装紙で作る箸袋
・チラシで作るごみ箱 など
- *相談コーナー
・消費生活相談
・なんでも住宅相談
・東京水道なんでも相談
・ファイナンシャルプランナー
による相談
・成年後見制度に関する相談
- *ベトナム物産コーナー
(5日のみ)
ベトナムの雑貨・コーヒー
豆・インスタントコーヒー
(1杯60円)を販売します。

お問い合わせ/町田市消費生活センター 042-725-8805

住宅リフォームの契約

急がされても契約は慎重に！

突然、住宅リフォーム業者に自宅を訪問されたり、電話で勧誘され、契約を急がされたという相談が増えています。

《事例1》

近所で工事をしていると挨拶に来た業者から、屋根が一部破損していると言われた。知り合いの業者に見てもらったら、そのようなことはなかった。契約はしなかったが、近所には実際に工事をした人もいる。他県で処分を受けた業者のようだ。自分は自治会の役員をしているが、放置してよいのか。(70代男性)

《事例2》

消費税が上がる前に住宅リフォームをしたいと思い、電話でキャンペーンをしていると勧誘し

てきた業者に見積もりを頼んだ。見積りだけのつもりが、契約になっていたので、止めたい。(70代女性)

《アドバイス》

事例1については、他県で処分を受けている事業者であっても別の県で営業活動を行うことは違反行為ではないことを伝えました。しかし、虚偽の説明で不安を煽る勧誘は、処分対象になった内容と同じ勧誘方法であり、特定商取引法に触れることを説明しました。センターから自治会に回覧や掲示用の資料を提供し、注意を促してもらうことになりました。

事例2は、相談者が見積もりもろりと思っていた書面が2枚あり、1枚は契約

書となっていました。相談者も十分気がつくことができそうな記載方法であり、工事日も決めていたことから、誤解とは一概に言えず契約は有効に成立していることを伝えました。早急に工事の中止と解約を申し出るよう助言しました。また、違約金が発生した場合金額の根拠を確認するよう伝えました。

住宅リフォーム工事は高額になることが多いので、契約する際は、複数の業者から見積もりを取って検討しましょう。書面に署名する時は、内容を確認しましょう。訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができますが、不安なときは契約前に消費生活センターに相談して下さい。

自動的にガスを止める 安全装置付きガスメーター

都市ガスとプロパンガスは、どちらも震度5程度以上の地震が発生した時に、自動的にガスの供給を遮断する安全対策が取られています。

自動遮断の場合でも利用者が自分で復帰操作をし、ガス供給を再開することができます。

“その時”に備えて事前にガスメーターの設置場所、操作方法を確認しておきましょう。

問合せ先：東京ガスお客さまセンター

0570-002-211

<http://www.tokyo-gas.co.jp>

* プロパンガス利用の方は各事業者にお問い合わせ下さい。

まちだくらしフェア2014

7月4日(金)・5日(土)

午前10時～午後4時半(入場は午後4時まで)

消費生活センター運営協議会は「正しく知ろう『食品表示』」というテーマで展示を行います。

お買い物をする際、消費者に注意して見てもらいたいポイントや、いわゆる健康食品にまつわる注意点など、是非会場に足を運んでご確認下さい。

